

## ○取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金 実施要領

### ■事業目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響下において、中小事業者の新たな取り組みを促進し、地域経済の活性化を図るため「新しい生活様式」に対応し感染防止対策を行う中小事業者に対し、取り組んだ費用の一部を補助するものです。

### ■事業内容

市内に事業所を有する中小法人及び個人事業者に対し、「新しい生活様式」に沿った感染防止対策の取り組みを行った経費（消費税除く）の2分の1の額を個人事業者・中小法人ともに10万円を上限として補助します。

### ■給付対象者

次の要件をすべて満たしていること。

- ・申請時点で市内事業所で事業を営んでおり、かつ、今後も市内で継続して事業を営む意思がある中小法人及び個人事業者。
- ・業の実施にあたって、許認可が必要な場合は、当該許認可を取得するとともに、関係法令を遵守している。
- ・市税に未納がない（新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例を受けている場合を除く）。

※みなし大企業等は対象外となります。その他、交付対象外となる事業者については、市のホームページや要綱等をご確認ください。

#### 【中小法人の定義】

・申請日時点で市内に存する事業所において事業を営む法人であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次に掲げる要件を満たす法人

ア 資本金、出資金等の額が10億円未満であること。

イ 常時使用する従業員の数が2,000人以下であること（資本金、出資金等が定められていない場合に限る。）

#### 【個人事業者の定義】

・申請日時点で市内に存する事業所において事業を営む個人

#### 【事業所の定義】

・法人又は個人事業者が物の生産・販売、サービスの提供等、事業の必要性から設けられた人的及び物的設備であって、当該法人又は個人事業者の事業に係る活動を継続的に行う場所をいう。

#### 【みなし大企業の定義】

・次に掲げる要件のいずれかに該当する中小法人をいう。

ア 大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し、又は出資している法人

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資している法人

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している法人

## ■補助金額

補助対象経費（消費税除く）の2分の1で補助金の上限10万円

※1,000円未満切り捨て 申請は1回限り

### 【注意】

他の制度による補助金、その他類する給付金などの交付を受けている対象経費は、当該交付金額を差し引いた額が補助対象経費となり、その額の1/2が補助金額となります。

## ■申請期間

令和3年5月10日（月）から令和3年11月30日（火） ※当日消印有効

## ■補助対象期間

令和2年2月1日から令和3年10月31日まで

※令和3年10月31日までに契約および支払いが完了していること

### 【注意】

クレジット決済で支払いを行う場合、口座から引き落とされた日が支払完了日となります。令和3年11月1日以降に口座から引き落とされた対象経費は対象外となりますのでご注意ください。

## ■補助対象経費

業務上、新型コロナウイルス感染防止対策のために要した以下の経費

- (1) 新しい生活様式に対応するために行った事業所の改修工事に要する経費
- (2) 新しい生活様式に対応するための備品又は消耗品の購入に要する経費
- (3) 新しい生活様式に対応するための新たな事業展開に要する経費
- (4) 業界団体等が作成したガイドラインに基づき感染症拡大防止対策を適切に実施したと市長が認めるもの

### 【注意】

- ・補助金を受けようとするものの親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等をいう。）との取引に要する経費については対象外となります。
- ・ポイント払いの金額は対象外です。ポイント以外の、申請者が負担した金額は補助対象経費です。

※詳しくは、別紙「**対象経費一覧**」をご確認ください。対象経費一覧に記載のないものについては、産業振興課 感染対策補助金担当までお問い合わせください。

## ■申請書類

- (1) 事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 対象経費一覧表(別紙1)
- (3) 誓約書兼同意書(別紙2)
- (4) 市内事業所の所在地や事業内容が確認できる公的書類の写し
- (5) 振込先が分かる書類(預金通帳など)の写し
- (6) 補助対象経費の支払いが完了したこと及び内訳が確認できる書類の写し(領収書、レシート、銀行振込明細、ネットバンキング等の支払完了が確認できる画面の写しなど)

### 【注意】

- ・上記のもので内訳が確認できない場合は請求書、カタログや写真等を添付してください。
- ・クレジットカード払いの場合は、領収書等に加えて、「カード会社発行の利用明細の写し」及び「クレジットカード決済口座から引き落とされたことが分かる書類(通帳の写し等)」を添付してください。
- ・電子マネーを利用された場合は、ポイント以外の、申請者が負担した金額が表記されている領収書・レシート等の写しを添付してください。

- (7) 工事又は1万円以上の備品等購入の場合は、内容が確認できる写真
- (8) 個人事業者の場合、本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証など)
- (9) 補助対象経費に対して他の制度による補助金、その他これに類する給付金などの交付決定を受けている場合、当該交付金額を証する書類(交付決定通知など)
- (10) その他市長が認める書類

## ■補助金の給付

申請書の内容を審査した後、事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)を事業者に交付し、後日、指定された金融機関口座に振り込みます。

※審査や交付決定に当たり現況調査を行う場合があります。

## ■申請方法

申請書類一式を下記の申請先に送付してください。感染防止対策のため「郵送」、もしくは取手市役所産業振興課(本庁舎4階)窓口に設置する「受付箱」に投函してください。

**提出期限：令和3年11月30日(火) ※当日消印有効**

※別紙チェックシートにて提出書類をご確認の上ご提出ください。

### ■申請先及び問合せ先

〒302-8585 取手市寺田5139番地  
取手市役所 産業振興課 感染対策補助金担当  
電話 0297-74-2141 (内線 1444・1448)  
FAX 0297-74-0257  
E-mail sansin@city.toride.ibaraki.jp